

龍ヶ崎地方衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

龍ヶ崎地方衛生組合  
管理者 笥 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合規則第5号

龍ヶ崎地方衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

龍ヶ崎地方衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成18年龍ヶ崎地方衛生組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 条例第2条に規定する長期継続契約を締結することができる契約（以下「長期継続契約」という。）は、次の表に掲げる区分によるものとする。			(長期継続契約を締結することができる契約) 第2条 条例第2条に規定する長期継続契約を締結することができる契約（以下「長期継続契約」という。）は、次の表に掲げる区分によるものとする。		
	区分	長期継続契約を締結することができるもの		区分	長期継続契約を締結することができるもの
条例第2条第1号に掲げる契約	事務用機器（ソフトウェアを含む。）	コンピュータ及び関連機器、印刷機、複写機、電話機、 <u>ファクス機</u> その他これらに類するものの賃貸借	条例第2条第1号に掲げる契約	事務用機器（ソフトウェアを含む。）	コンピュータ及び関連機器、印刷機、複写機、電話機、 <u>ファクス機</u> その他これに類するもの
	設備機器	空調機、 <u>自動体外式除細動器</u> 、 <u>防犯カメラ</u> 、 <u>照明器具</u> その他これらに類するものの賃貸借		設備機器	空調機、 <u>自転車駐車設備</u> 、 <u>生ごみ処理機</u> その他これに類するもの
	車両	乗用自動車、貨物車、 <u>特殊車両</u> その他これらに類するものの賃貸借		車両	乗用自動車、貨物車、 <u>バス</u> 、 <u>建設車両</u> 、 <u>特殊車両</u> その他これらに類するもの
条例第2条第2号	<u>庁舎</u> その他 <u>組合の施設</u>	<u>機械警備の委託</u>	条例第2条第2号	<u>庁舎</u> その他 <u>組合施設の</u>	<u>機械警備</u>

<u>に掲げる 契約</u>	<u>の警備</u>	<u>し尿処理設備保守点検の委託</u>
	<u>設備の保守 点検</u>	

(入札保証金及び契約保証金の額)

第4条 入札保証金及び契約保証金の算出は、次の表に掲げるとおりとする。

種別	<u>年額表示による入札・ 契約の場合</u>	<u>月額表示による入札・契 約の場合</u>
入札保証金	入札金額の100分の5以上	<u>入札金額に契約締結予定 日の属する年度における 契約月数を乗じて得た額 の100分の5以上</u>
契約保証金	契約金額の100分の10以上	<u>契約金額に契約締結予定 日の属する年度における 契約月数を乗じて得た額 の100分の10以上</u>

(談合等による損害賠償金の算定)

第5条 龍ヶ崎地方衛生組合契約規則（平成8年龍ヶ崎地方衛生組合規則第1号）第3条において準用する龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市規則第6号）第35条の2第1項に規定する賠償金の算定に当たっては、全契約期間における契約金額を対象とするものとする。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

<u>に掲げる 契約</u>	<u>警備</u>	<u>昇降設備保守点検</u>
	<u>設備の保守 点検</u>	
	<u>運送</u>	<u>給食配送</u>

(入札保証金、契約保証金及び違約金の額)

第4条 入札保証金、契約保証金及び契約解除による違約金の算出は、次の表に掲げるとおりとする。

種別	<u>契約金額が年額表示の 場合</u>	<u>契約金額が月額表示の場 合</u>
入札保証金	入札金額の100分の5以上	<u>契約金額に12を乗じて 得た額の100分の5以 上</u>
契約保証金	契約金額の100分の10以上	<u>契約金額に12を乗じて 得た額の100分の10 以上</u>
<u>契約解除に よる違約金</u>	<u>履行年度の契約金額の 100分の10以上</u>	<u>契約金額に12を乗じて 得た額の100分の10 以上</u>

(損害賠償の額)

第5条 損害賠償金の算定は、既支払額を対象とする。ただし、既支払額が年額（月額契約の場合は、月額に12を乗じて得た額）に満たない場合は、その額を対象とする。